

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本事務では、システムの保守等を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託業者との契約においての個人情報保護に関する特約を設けている。

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、障害児入所施設を利用する児童の保護者に対して、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給を決定するとともに障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証を交付する。 特定個人情報ファイルは、児童福祉法その他条例の規定に従い、次の事務に使用している。 ①台帳管理 ②支給認定審査 ③所得区分及び自己負担上限額の決定 ④受給者証の発行、交付 都が発行する受給者証及び通知等には、個人番号は記載しない。
③システムの名称	障害児施設受給者管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児入所給付費関連事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項別表第一の第7の項 番号利用法別表第一主務省令第7条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第9号、第10号(内閣府総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号利用法第19条第1項第8号別表第二の第8の項、第14の項、第15の項 <情報提供> 番号利用法第19条第1項第8号別表第二の第10の項、第14の項、第16の項、第26の項、第56の2の項、第57の項、第87の項、第108の項、第116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
②所属長の役職名	障害児・療育担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階中央 TEL:03-5321-1111(内線33-113)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

